人事院規則一四―五―六

人事院規則一四―五（公選による公職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一四―五（公選による公職）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
法及び規則中公選による公職とは、次に掲げるものの職とする。 一～四　（略） （削る）	法及び規則中公選による公職とは、次に掲げるものの職とする。 一～四　（略） 五　海区漁業調整委員会の委員（選挙によることなく選任される委員を除く。）

附　則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。